



広報

おみいた

No.289

2022.7

藍マルシェが開催されました。

令和4年6月19日に上板町技の館で藍マルシェが開催されました。
多くの方が来場し賑わいを見せておりました。



表彰・災害協定 2

職員採用試験 4

町営住宅入居者募集 8

今月の納付期限 10

消費者庁

令和四年度

消費者支援功労者表彰

新見 千津子氏



令和4年度消費者支援功労者に、新見千津子氏が選ばれ、表彰されました。

氏は、町消費者協会の会長就任時に、くらしのサポーター活動の推進や「断捨離」と称して陶器等を回収しリサイクルに回す取り組みを行う等、消費者意識・環境意識の啓発に尽力されてきました。

その功績が認められ、今回の受賞となりました。栄えある受賞をたたえ、今後ますますのご活躍をお祈りします。

日本消防協会精績章

上板町消防団 副団長

前田 明徳

平成10年1月14日に上板町消防団員となり、永年にわたり消防使命の達成に力を尽くした功績が認められ、荣誉ある日本消防協会精績章を受章されました。



喜多機械産業株式会社と

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」を締結

本協定は、災害時に喜多機械産業株式会社が保有するレンタル機材（簡易トイレ、簡易風呂シャワー、屋外手洗いユニット、照明機器、建設機械等）の町への優先提供やその手続きについて定めたものです。

締結式の中で、感染症対策用品（マスクとアルコールハンドジェル）を町に寄贈いただきました。

協定締結日：令和4年5月20日

協定締結場所：上板町役場応接室



松田町長（左）と喜多真一社長（右）

佐川急便株式会社と

「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」を締結

協定締結日：令和4年5月30日（書面交換にて締結）

本協定は、大規模災害発生時に上板町において、支援物資の受け入れや配送等が困難となる場合、佐川急便及びその協力会社が所有する倉庫の提供、支援物資の管理及び避難所への配送等の災害支援の内容やその手続き等について定めたものです。

今夏の第26回参議院議員通常選挙について 下記のとおりご案内いたします。

第26回参議院議員 通常選挙のお知らせ

◇選挙日程

- ・公 示 日 令和4年6月22日(水)
- ・投 票 日 時 令和4年7月10日(日)
7時～20時
- ・投 票 所 町内5投票所
(投票所入場券にあなたの
投票所を記載しています)
- ・期日前投票 令和4年6月23日(木)～
令和4年7月9日(土)の
17日間
時間：8時30分～20時
場所：上板町役場 1階ロビー

期日前投票制度について

◇期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、仕事や旅行などで投票日当日、投票に行けない方が選挙期日前であっても選挙当日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。

◇期日前投票の手続き

- (1) 宣誓書等の提出
期日前投票所の受付に、必要事項を記載した宣誓書と投票所入場券を提出します。(投票所入場券はなくても投票できます。)
- (2) 投票用紙の交付
受付係で宣誓書の記載を確認後、投票用紙をお渡しします。
- (3) 投票用紙への記載、投票
投票記載台で投票用紙に記入し、投票箱へ投票用紙を投函します。

不在者投票制度について

◇不在者投票制度

仕事や旅行などで選挙期間中、上板町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会ですら不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

◇不在者投票の手続き

- (1) 上板町以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票
 1. 上板町選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝えます。
 2. 交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。
- (2) 指定病院等における不在者投票
徳島県選挙管理委員会から指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所中の方で、投票日当日に投票所に行けない方は、その施設において不在者投票ができます。投票用紙等は病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。
- (3) 郵便等による不在者投票

身体障害や疾病のために、投票所へ行って投票することができない人が自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度です。

この制度によって投票を希望される場合は、あらかじめ申請手続きが必要です。

①郵便等による不在者投票をすることができる人

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、下記の障害のある者または、介護保険被保険者証「要介護5」の者に認められています。

(自分の氏名や候補者名を自書できることが条件となります。)

区 分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の機能障害	1級から3級まで
戦 傷 病 者 手 帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は肝臓、小腸の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

②郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

上記①の条件を満たし、さらに自ら投票の記載をすることができない人で手帳等の記載が次に該当する人は、あらかじめ届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

区 分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦 傷 病 者 手 帳	上肢又は視覚の障害	特別項症から第2項症まで

● お問い合わせ ● 上板町選挙管理委員会事務局(上板町役場 総務課内) ☎088-694-6801

令和4年度 上板町職員採用試験について

- 試験日 令和4年9月18日(日) ●採用日 令和5年4月1日以降
●申込受付期間 令和4年7月8日(金)～令和4年8月8日(月)

1. 試験区分、採用予定人数及び職務の内容

試験区分	採用予定人数	職務の内容
一般事務	若干名	上板町の各部署において、一般行政事務に従事します。
保育教諭	若干名	上板町において、保育士並びに幼稚園教諭の業務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	高等学校卒業程度 昭和57年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。
保育教諭	短期大学卒業程度 昭和47年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格並びに幼稚園教諭の免許を有する者又は令和5年3月31日までに当該資格並びに当該免許を取得する見込みの者。

3. 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和4年9月18日(日) (1) 開場時間 9時 (2) 試験時間 ○全試験区分 教養試験 10時から12時まで ○保育教諭 専門試験 13時から14時30分まで ※筆記試験終了後に全試験区分で適性検査を実施します。検査時間は1時間程度です。	上板町役場 (徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地) ※お車でお越しの際は、警備員の誘導に従い、上板町役場駐車場にて駐車してください。
第2次試験	令和4年11月下旬予定(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

※試験の詳細については、令和4年度上板町職員採用試験案内もしくは上板町ホームページでご確認ください。

●お問い合わせ● 上板町役場 総務課 ☎088-694-6801

令和4年度は8月と10月に後期高齢者医療被保険者証の更新を行います

有効期限を過ぎた被保険者証はお使いいただけませんので、受診の際は必ず有効期限を確認してください。

今お使いの保険証(むらさき色)
令和3年8月1日～**令和4年7月31日**

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
有効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号	
並びに保険者の名称及び印	徳島県 後期高齢者医療広域連合 印

1回目更新の保険証(黄色)
令和4年8月1日～**令和4年9月30日**

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
有効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号	
並びに保険者の名称及び印	徳島県 後期高齢者医療広域連合 印

窓口負担の見直しに伴う更新の保険証(緑色)
令和4年10月1日～**令和5年7月31日**

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
有効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号	
並びに保険者の名称及び印	徳島県 後期高齢者医療広域連合 印

令和4年度は、法律の一部改正に伴い、10月1日から窓口負担が見直されますので、**被保険者証を2回お届けします。**

詳しくは、次ページをご覧ください

後期高齢者医療一部負担金割合の判定方法について

一部負担金の割合（1割又は2割又は3割）は、令和3年中の所得に基づき、判定します。

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ 「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ 「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」は1割
2割負担となる方【※令和4年10月1日から一定以上の所得のある方】		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ 「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ 「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）
補足②	70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	

有効期限が「令和4年7月31日」の

後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）

後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

今、有効期限が「令和4年7月31日」の 後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）
または 後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）を持っている

限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）
を持っている

限度額適用認定証（ねずみ色）を持っている

令和4年度（令和3年中の所得）住民税が
非課税世帯である

令和4年度（令和3年中の所得）も所得区分が
3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯である

いいえ

はい

いいえ

更新手続きはいりません

7月中に8月1日から使用可能な新しい認定証が届きます。

認定証の内容に変更があります。引き続き、認定証がご入用な場合は上板町役場健康推進課までお問い合わせください。

後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）の適用区分が「区分Ⅱ」の方で、90日を超える入院（過去12か月）をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事がさらに減額されます。

※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

**令和4年度
後期高齢者医療保険料の
決定通知書は8月初旬に
お送りします**

令和4年度の保険料が、年金から差し引かれている方
・4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。
8月初旬に年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。
・納付書または口座振替により保険料を納めていただく方
8月初旬に年額保険料のお知らせと納付書払いの方は納付書をお送りします。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

令和4年度に新たに住民税非課税になった世帯等に対し、臨時特別給付金（10万円）を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した人々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、1世帯あたり10万円を支給します。

※注意※令和3年度からの継続事業です。既に支給を受けている方は、対象になりません。

1 支給対象者

令和3年12月10日において上板町に住民登録があり、かつ、(1)又は(2)に該当する世帯の世帯主

(1) 世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

※既に支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給要件を満たしません。

※一人暮らしの学生等、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

※生活保護受給世帯は対象となります。

※未申告の方は、令和3年分の所得の申告をすることで、対象となる場合があります。

2 申請方法

対象となる世帯には、確認書等を順次お送りする予定です。

本町の税情報により対象者を確認いたしますので、しばらくお待ちください。

※未申告の方のいる世帯は、その方の所得の申告をした上で世帯全員が“非課税”となった場合に対象となります。

※家計急変世帯分については、申請が必要となります。個別に対応いたしますので、民生児童課にお問い合わせください。

3 給付額

1世帯あたり10万円（住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず受給は1世帯1回限り。）

4 給付時期

お送りする確認書等の本町への返送後、支給決定し1か月程度で支給します。

5 その他

◆申請に不備があると給付が遅れることがあります。

◆世帯主以外の口座には振込みができません。

◆配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に令和4年6月1日時点で避難している方で、令和3年12月10日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができなかった場合は、所定の手続きをしていたことで、給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。



**住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

6 お問い合わせ先

◇内閣府コールセンター（制度に関するもの）

☎（フリーダイヤル）0120-526-145

受付時間：午前9時から午後8時まで（12月29日から1月3日までを除く）

◇上板町役場 民生児童課（支給に関するもの）

☎ 088-694-6811



子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

令和4年4月26日に閣議決定された国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受けた低所得の子育て世帯の生活の支援を行うため、特別給付金を支給します。

※この給付金は全国一律で実施される制度です。

ひとり親世帯分

●支給対象者

以下、(1)～(3)のいずれかに該当する方

(1) 児童扶養手当受給者（申請不要）

令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方。

令和4年6月30日に児童扶養手当を支給する金融機関の口座へ、振込により支給しております。

(2) 公的年金給付等受給者（民生児童課窓口にて申請が必要）

公的年金等（注記1）を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。（注記2）

（注記1）「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

（注記2）既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をして

いれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象です。

(3) 家計急変者（民生児童課窓口にて申請が必要）

令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。

●給付金額 児童1人当たり一律5万円

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請に関する詳しい内容や申請様式については、ホームページをご覧ください。

その他世帯分

●支給対象者

以下の(1)(2)(3)のいずれかに当てはまる方が対象となります。

(1) 令和4年4月分の児童手当を受給者されている方（公務員以外の方）、または特別児童扶養手当を受給している方で令和4年度住民税均等割が非課税の方

※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた児童も対象になります。

(2) 令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児の場合は20歳未満）の児童を養育する父母等（公務員以外の方）で令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方（家計急変者）

※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた児童も対象になります。

(3) 令和4年3月31日時点で上記以外の方（高校生のみ養育している方、公務員など）で令和4年度住民税均等割が非課税の方

※子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けている方は対象外となります。

●給付金額 児童1人当たり一律5万円

●申請方法

(1)に該当のある方

申請は不要です。児童手当または特別児童扶養手当を支給する金融機関の口座へ、振込みにより支給予定としております。

※振込等が決まり次第、案内通知を発送する予定です。

(2)に該当のある方

申請が必要です。支給対象となる場合は、令和5年2月28日までに必要書類を提出（郵送可）してください。

（必要書類）

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給

付金（ひとり親世帯以外分）申請書

- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・受取口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）
- ・簡易な収入（所得）見込額の申立書
- ・申立書記入の収入額がわかる書類（給与明細書、年金振込通知書等）

(3)に該当のある方

申請が必要です。支給対象となる場合は、令和5年2月28日までに必要書類を提出（郵送可）してください。

（必要書類）

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書
- ※公務員（児童手当法第17条第1項に規定する「公務員」の方）は申請手続きが必要です。帰属庁（職場）から申請書に証明（児童手当受給状況）を受け、申請時に民生児童課まで提出してください。
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・受取口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード等）

●注意事項

- ・給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。
- ・給付金の支給後、修正申告により住民税（均等割）が課税されるようになった場合は、民生児童課までご連絡をお願いします。
- ・申告がお済でない方、収入がなかったため申告をしていない方等は速やかに所得の申告をしてください。申告をされていない場合、速やかに支給できない可能性があります。

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の申請に関する詳しい内容や申請様式等については、ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ●

厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター
上板町役場 民生児童課

☎0120-400-903（平日9:00～18:00）
☎088-694-6811（平日8:30～17:15）

町営住宅入居者募集

1 募集団地

○神宅団地 7戸 ○横関団地 2戸
○八坂団地 1戸 ○東光団地 1戸

2 入居者資格（上板町営住宅管理条例第6条に該当すること）

- ① 町内に住所又は勤務場所を有すること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ③ 一定の収入があり、町税等の滞納がないこと。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

3 申込み方法

町営住宅入居申込書に必要書類を添えて、役場環境保全課に提出してください。
（申込書は役場環境保全課窓口にあります。）

4 募集期間

令和4年7月1日（金）～7月15日（金）
※土日祝祭日除く
午前8時30分から午後5時まで
※随時受付

5 入居の選考

上板町営住宅管理条例に基づき入居資格等の審査で入居者を決定する。

6 入居時期

入居決定日から約2ヶ月後の予定

● お問い合わせ ●

上板町役場 環境保全課
☎088-694-6813

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているの、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

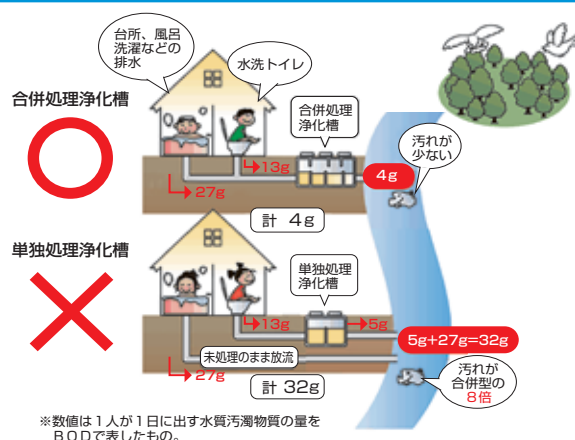
なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、右記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。



●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設（補助限度額）	転換（補助限度額）
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区 分	補助限度額
単 独 槽 撤 去	90,000円
汲 取 り 槽 撤 去	90,000円

◎受付期間：令和4年4月1日～令和4年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切ることがあります。

また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。詳細については、上板町役場 環境保全課（☎088-694-6813）までお問い合わせください。

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度を設けております。

（補助金額）

生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）
購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

電気式生ごみ処理機（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。



生ごみを堆肥にするんじゃ。たくさんの応募待っておるぞ。



お電話一本で予約受付致します。

補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。

● 手続き方法など詳しくは ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813



フレイルサポーターになろう!! 「フレイルサポーター養成講座」開催!



いつまでも元気に暮らすため、本年度から上板町では、「フレイル予防事業」をスタートします。新聞でもよく掲載され、注目されている「フレイル」。

「フレイル」とは、加齢にともない筋力や心身の活力が低下した状態で「健康」と「要介護」の中間の状態のことをいいます。

フレイルサポーター活動内容：
地域の通いの場等でフレイルチェック、体力測定などを行います。

参加無料／事前申込み

開催日時 ① 8月8日(月) 10時～16時 受付9時45分～(講義・フレイルチェック実践練習)
② 8月9日(火) 10時～12時30分 受付9時45分～(フレイルチェック実践)

会場 上板町役場2階(中央公民館 大会議室) **定員** 30名程度(応募者多数の場合は調整)

対象 介護予防や地域活動に関心があり、フレイルサポーターとして活動ができる方(年齢は問いません)

講師 8月8日(月) 公益社団法人 徳島県理学療法士会 会長 鶯 春夫 氏
橋本病院 別部 隆司 氏

8月9日(火) 橋本病院 別部 隆司 氏 橋本病院 徳元 義治 氏

申込方法 電話又はFAXで氏名、住所、生年月日、連絡先を7月29日(金)までに健康推進課へご連絡ください。



公益社団法人
徳島県理学療法士会
会長
鶯 春夫 氏

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

こころカフェ、はじめます♡

認知症カフェとは、認知症である当事者や、その家族、地域住民の方など、子どもから大人まで誰でも集える場所です。カフェという名が付いていますが、方法はまちまち。誰もが集い交流をすることで、認知症についての理解を深め、お互いを理解し合う場になっています。

「こころカフェ」は、地域に密着し、誰もが気軽に集い、介護や認知症にまつわる相談や、他愛ないおしゃべりを楽しめる場所です。皆さん気軽に寄ってみてくださいね。



※今後は、定期的開催予定です。詳しくは、健康推進課までご連絡ください。

みなさん、認知症カフェってご存知ですか?

【事前予約制】【参加無料】

開催日時 第一回目
令和4年7月29日(金)
14:00～



定員 10名

会場 老人保健施設 健祥会ハート多目的室
(上板町下六條字中西50番地1)

● お問い合わせ・申込先 ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金について

有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入する方に対して、その経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助金の交付対象者】

上板町内在住者で、有害鳥獣被害を受けるおそれのある農地を所有又は農業を営んでいる方。(町税等の滞納がない方)

【補助金申請】

○有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金交付申請書兼請求書
○資材購入費用の領収書(写し) ○位置図及び完成写真 など
※様式は、上板町役場 産業課 に備え付けています。

【補助対象経費及び補助金額】

有害鳥獣侵入防護柵等資材購入費用です。
※附属品のみは、補助対象外です。
補助金額：資材購入費用の2分の1
(補助限度額 個人20万円・団体50万円)
※限度額内であれば、年度内複数回申請可能。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

今月は固定資産税(第1期)・国民健康保険税(第1期)介護保険料(第2期分)の納付月です。

納付期限は**8月1日(月曜日)**です。

国民健康保険税の減免制度のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険税の納付が困難な方は、減免される場合があります。

- 対象者
- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方↓全額免除
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯の方↓一部免除(令和4年の収入が令和3年に比べて30%以上減少する見込みであることなど要件があります。)

申請手続等

○ 申請書と収入状況を確認できる書類(会計帳簿、給与明細書、事業収入の振込金額の記載がある預金通帳の写し等)が必要です。申請書は、上板町ホームページから取得していただくか、税務課までお問い合わせください。

●介護等に関する相談窓口

地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点として上板町地域包括支援センターがあります。相談業務のほか介護予防事業なども行っています。今すぐに介護保険を使う必要がない場合でも、日常生活に関する相談など気軽に相談してください。

■固定資産税、国民健康保険税に関するお問い合わせ

上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

■介護保険料に関するお問い合わせ

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

■相談窓口

地域包括支援センター ☎088-694-5597

町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料)の口座振替を希望される場合は、

納付書、通帳、通帳届出印を持参し、取扱金融機関窓口でお申し込みください!

取扱金融機関

- ・ 阿波銀行
- ・ 徳島大正銀行
- ・ 板野郡農協
- ・ ゆうちょ銀行

ご注意ください!

- ・ 転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。
- ・ 被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は健康推進課で資格喪失の手続が必要です。
- ・ 死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行ってください。

「介護保険負担割合証」(薄い青色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「介護保険負担割合証」(薄い青色)は、適用期間が令和4年7月31日までとなっております。

要介護・要支援認定を受けられている方、事業対象者の方には、町から新しい「介護保険負担割合証」を交付いたします。申請書の提出は必要ありません。

「介護保険負担割合証」が届いたら「介護保険被保険者証」(黄色)と一緒に保管し、介護サービスを利用する時は、必ず二枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。古い「介護保険負担割合証」を8月1日以降にも使用しないよう、ご注意ください。

『板野郡介護マップ』について

在宅医療・介護連携推進事業として、板野郡医師会のホームページ(<http://www.itanomed.jp/>)に「板野郡医療・介護マップ」が掲載されています。

郡内の医療機関や介護事業所等が地図上に表示され見やすくなっています。

ぜひ、ご利用ください。

■お問い合わせ

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

マイナンバーカードで マイナポイント

最大
20,000円分の
マイナポイントがもらえる。

第2弾

ポイントを申し込む ~オンライン~

2022年**6月30日**~

「マイナポイント」を受け取るためには、**申込みが必要**です（既に健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録を行った方も含む）。手続きはスマートフォンやパソコンで簡単に行うことができます。（機種によって画面は少し異なる場合があります）

簡単な操作で**24時間申込可能**、新型コロナウイルス感染症の感染リスクや窓口での待ち時間もない**オンライン手続きがおすすめです！**



① マイナポイントアプリをインストールし、アプリ上で「**申し込む**」をタップ



② 数字4桁のパスワード※を入力し、カードを読取る



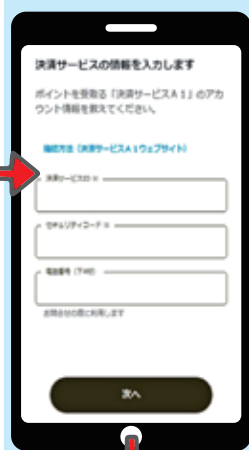
③ キャンペーンを選ぶ。



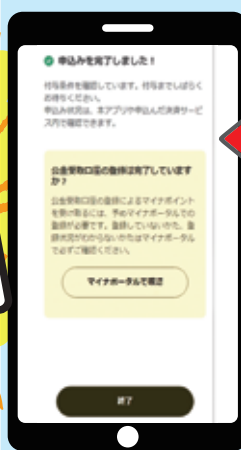
④ 決済サービスを選ぶ。



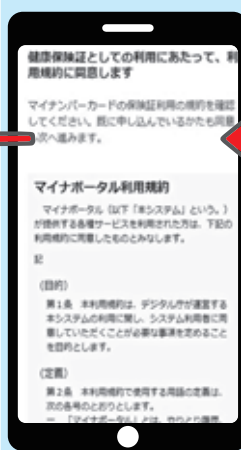
⑤ 決済サービス情報を入力する。



⑨ **申込完了**



⑧ 保険証利用登録に同意する（キャンペーン2申込時のみ）。



⑦ 利用規約に同意する。



⑥ 申し込み内容を確認する。



デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

お問合せ

マイナンバー 総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。
平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分

● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎ 088-694-6809

保健師からのお知らせです



1 「乳がん集団検診」・「骨粗しょう症検診」 受診者募集

実施日	健診項目	対象者	検診内容	自己負担金
令和4年8月27日(土)	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	マンモグラフィー撮影	1,500円
	骨粗しょう症検診	40歳以上の女性	前腕部(手首)のX線検査により骨密度を計測します。	500円

■受付時間 9:00～11:30(時間予約制)

■受付時間 上板町保健相談センター 1階

■申込み 7月11日(月)から先着順に受付し、募集人数(30人)に達し次第締め切ります。

■申込先 保健相談センター・保健師 (☎088-694-3344)

*申し込まれた方には問診票を送付します。

*新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、日程を変更または中止させていただく場合があります。ご了承ください。

2 新型コロナウイルスワクチン予防接種(4回目)について

① 対象者

3回目接種日から5か月以上経過した以下のいずれかの方(年齢は4回目接種日時点)

- (1) 60歳以上の方
- (2) 18歳以上59歳以下で、基礎疾患がある方 ※対象となる基礎疾患は下記のとおりです。
- (3) 18歳以上59歳以下で新型コロナウイルス感染症にかかった場合、重症化リスクが高いと医師が認める方

※上記の(2)または(3)に該当する方で、4回目接種を希望される方は、申請が必要です。(申請により接種券を発行いたします。)

申請方法は『接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【4回目接種用】』を上板町保健相談センターへ郵送・ファクシミリ・窓口いずれかでご提出ください。

申請書は上板町ホームページよりダウンロードしていただくか、保健相談センター窓口と町内4医院に設置しております。

※ただし、1・2回目接種時に「新型コロナワクチン接種券送付申請書【基礎疾患を有する方用】」を提出された方については、申請をしなくても3回目接種日から5か月が経過していることを確認し、接種券を送付いたします。

<対象となる基礎疾患>

以下の病気や状態の方で、通院または入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変など)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患



- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など）
- ・染色体異常
- ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※1）、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している※1場合）

② 予診票及び予防接種済証の発送について

接種可能時期に予診票及び予防接種済証を発送します。

※3回目のワクチン接種後に上板町へ転入された方は、上板町で接種記録を確認できないため、3回目の接種済証をご持参のうえ上板町保健相談センターにお越しください。予診票及び予防接種済証を発行いたします。

③ ワクチンの種類について

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンを使用します。

④ 上板町内でのワクチン接種場所

※接種医療機関へのご予約に関するお問い合わせはご遠慮ください。

●接種医療機関

- 井内内科（上板町椎本字椎ノ宮231-1）
- 井関クリニック（上板町椎本字椎ノ宮314-1）
- 友成医院（上板町七條字山ノ神22-1）
- 野田医院（上板町鍛冶屋原字西北原18）



⑤ 予約方法（上板町内の接種場所で接種する場合）

予約方法は3通りあります。

【インターネットで予約をする。（24時間受付可能）】

右のQRコードを読み取るか上板町のホームページよりアクセスしてください。

【電話で予約をする。】

コールセンター：☎088-624-9833

受付時間：8:30～17:30（土日祝日を含む）

【役場に来て予約をする。（代理入力）】

※上記の予約方法での予約が困難な方は、上板町保健相談センターで予約入力代行を行います。

対応時間：平日8:30～17:00

※予約には「接種券が印字された予診票」に記載されている「接種券番号」が必要です。



3 マダニに注意！

県内において、今年に入り初めてマダニによる重症熱性血小板減少症候群（SFTS）患者の発生が確認されました。

<予防方法>

マダニに咬まれないことが重要です。

1. 草むらや山などのマダニが生息する場所に行く場合には、長そで・長ズボン・長靴、手袋、首にタオルを巻くなど、肌の露出をできるだけ少なくしましょう。
2. 屋外活動後は入浴し、マダニが付着していないか確認しましょう。
3. マダニに咬まれた後に発熱等の症状がある場合は、直ちに医療機関を受診しましょう。
4. ペットなどの身近な動物にも気を付けましょう。



【タカサゴキラマダニ】

●お問い合わせ● 上板町役場 健康推進課 保健相談センター ☎088-694-3344

こんな症状があったら 熱中症を疑い ましょう。

① 軽い症状

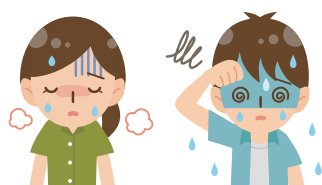
- めまい
- 立ちくらみ
- 筋肉痛
- 汗がとまらない

② 中等度の症状

- 頭痛
- 吐き気
- 体がだるい(倦怠感)
- 虚脱感

③ 重症

- 意識がない
- けいれん
- 高い体温である
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- まっすぐに歩けない、走れない



熱中症警戒アラート 全国運用中!

熱中症警戒アラートは、**熱中症の危険性が極めて高い**暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されます。
発表された情報はテレビ、防災無線、SNSを通じて発信されます。

報道機関
(テレビ・ラジオ)

SNS

〇〇県で熱中症警戒アラートが発表されました。明日は熱中症予防行動を徹底しましょう。

防災無線

熱中症とは 暑い環境で体温の調整ができなくなった状態で、めまいや吐き気、頭痛、失神等様々な症状をきたし、最悪の場合は死に至る疾患ですが、下記のような**予防行動**を行えば防ぐことができます。

熱中症警戒アラート発表時は**徹底した予防行動**を!

エアコンを適切に使用しましょう

● 昼夜問わずエアコン等を使用して温度調節をしましょう。

外出はできるだけ控え、暑さを避けましょう

● 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
● 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。

熱中症のリスクが高い方に声かけをしましょう

● 高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障害者等は熱中症になりやすい方々です。これらの熱中症のリスクが高い方には、身近な方から、夜間を含むエアコンの使用やこまめな水分補給等を行うよう、声をかけましょう。

外での運動は、原則、中止/延期をしましょう

● 身の回りの暑さ指数(WBGT)に応じて屋外やエアコン等が設置されていない屋内での運動は、原則、中止や延期をしましょう。

普段以上に「熱中症予防行動」を実践しましょう

● のどが渇く前にこまめに水分補給をしましょう。(1日あたり1.2Lが目安)
● 屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は適宜マスクをはずしましょう。
● 涼しい服装にしましょう。

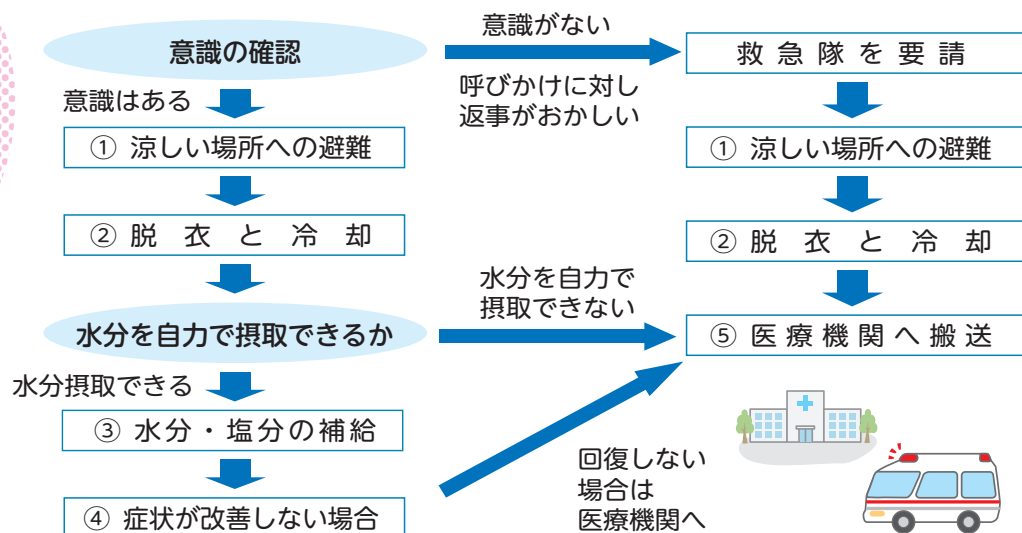
暑さ指数(WBGT)を確認しましょう

● 熱中症を予防するためには暑さを避けることが最も重要です。
● 不要不急の外出はできるだけ避けましょう。

※環境省熱中症予防情報サイト: <https://www.wbgt.env.go.jp/>

学校やイベントの管理者等においては現場に応じた対応策をあらかじめ定め、熱中症警戒アラート発表時には速やかに実行してください。

熱中症になったとき には



7月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時 間	場 所	内 容	担 当
7/5	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士
8/2	13:30～15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士・管理栄養士

II 頸部超音波検査

月日	時 間	受付場所	内 容	該当者
7/5	13:30～16:30 (時間予約制)	保健相談センター	頸部超音波検査 (エコー検査) 金額: 3,300 円	20 歳以上の住民の方 募集人数 24 名

III 乳幼児健康診査

1. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場 所	内 容	該当者
7/6	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和4年2月28日～ 令和4年5月6日生

2. のびのび子育て教室

月日	受付時間	場 所	内 容	該当者
7/15	9:50～10:00	保健相談センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・ 事故予防・予防接種について	令和4年2月28日～ 令和4年5月6日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

令和4年 7・8月分

〈7/1～8/10 まで〉

在 宅 当 番 医

市外局番は (088) です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:00 休日 9:00～22:00

7月	1(金)	内科クリニック・オクムラ	692-4771
	2(土)	いのもと眼科内科	698-8887
	3(日)	北島こどもクリニック	697-2221
	4(月)	きはら耳鼻咽喉科医院	693-0087
	5(火)	こやま小児科内科クリニック	637-3211
	6(水)	大久保内科	692-1220
	7(木)	杉みね整形クリニック	693-1021
	8(金)	増田クリニック	693-3020
	9(土)	北島こどもクリニック	697-2221
	10(日)	いのもと眼科内科	698-8887
	11(月)	小松泌尿器科	692-1277
	12(火)	藍住川島クリニック	692-0110
	13(水)	こうのINRクリニック	693-1103
	14(木)	山根眼科	692-8171
	15(金)	安芸内科	692-6111
	16(土)	つかさクリニック	697-2323
	17(日)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697-3213
	18(月)	健生きたじまクリニック	698-9629
	19(火)	井上病院	672-1185
	20(水)	三愛内科	672-0176
	21(木)	福島内科	672-4970

7月	22(金)	新野医院	672-0571
	23(土)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697-3213
	24(日)	こまつばら整形外科	698-5108
	25(月)	近藤内科医院	672-5630
	26(火)	ファミリークリニックしんの	672-5148
	27(水)	みやざき内科診療所	672-6618
	28(木)	井内内科	694-5353
	29(金)	野田(泰)医院	694-2009
	30(土)	健生きたじまクリニック	698-9629
	31(日)	くぼ小児科クリニック	678-7141
8月	1(月)	友成医院	694-5515
	2(火)	井関クリニック	637-6066
	3(水)	上板整形外科クリニック	637-6600
	4(木)	川原眼科	694-8388
	5(金)	浦田病院	699-2921
	6(土)	こまつばら整形外科	698-5108
	7(日)	ルナウイメンズクリニック	697-2322
	8(月)	芳川病院	699-5355
	9(火)	井上医院	699-8070
	10(水)	くぼ小児科クリニック	678-7141

担当時間以外 の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234
稲次病院 692-5757
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認
水曜日、土曜日は受診前に要確認
対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

ひとり悩まず『あい』に 相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。

どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。

●場所

上板町ふれあいセンター2階
上板町役場より西へ300メートル
上板町商工会西隣

●受付時間

月曜日～金曜日
午前9時～午後5時（土・日・祝日は休み）
☎088-637-6006

☆相談は無料です。

秘密は厳守します。

匿名でも大丈夫ですので、
どうぞお気軽にご相談ください。



相談したいけど、平日は時間がとれない・・・

平日の利用が難しい方には、

毎月第4土曜日の午後7時から午後9時まで

電話相談及び来所（面接）相談を受け付けています。

※事前に電話予約をお願いします

上板町 議会だより

◎令和4年第2回定例会の概要

第2回定例会は、6月14日から6月16日までの3日間の日程で開かれました。

開会日には、松田町長の挨拶及び提出議案提案理由の説明が行われました。

一般質問では、議員8名から一般質問が行われ原油価格・物価高騰への対応策について、防災・減災対策、リサイクルセンターの改修と今後の活用についてなどが論議されました。

町長提出議案12件（可決3件、同意1件、承認4件、報告4件）

議員提出議案6件（可決3件、採択1件、選任1件、決定1件）

◎議会議員全員協議会

令和4年6月9日
第2回定例会提出議案等の協議。

令和4年6月14日
特別委員会設置等についての協議。

フードドライブのお礼と報告

上板町では令和4年5月23日から27日にかけてフードドライブ活動を行いました。

今回で6回目の活動になりますが、皆様から御協力をいただきました。

心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

寄付をいただいた食品は「NPO法人フードバンクとくしま」を通して福祉施設に提供されます。

今回の活動においては、住民の皆様や町内小中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様が各ご家庭で余った食品を持ち寄っていただき、「もったいない」の意識を高めることができました。

上板町においては引き続き食品ロス0の削減に向けた効果的な取り組みを行ってまいります。



もったいないを
ありがとうございます♥



町内各小学校、中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様にご支援をいただきました。



社会福祉協議会がフードドライブ窓口を開設しました。



届けられた食品



フードドライブ専用のケースがいっぱいになりました。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和4年7月は次のとおり予定しています。

開催場所

上板町中央公民館
(役場2階)
第1会議室

開催日時

令和4年7月21日(木)
午後1時30分～午後4時

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方法務局常設相談所、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

○人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室
☎088-664-1370

徳島市東沖洲2-14

沖洲マリナターミナルビル内

あいぽーと徳島

○徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課

徳島市徳島町城内6番地6

徳島合同庁舎6階

相談時間 平日

午前8時30分から午後5時15分

電話による相談

●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル

0570-1003110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル

0120-1007110

●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル

0570-10701810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。

開設日

7月20日(水)

開設時間

午後1時30分～
午後3時30分

開設場所

上板町老人福祉センター

●お問い合わせ●

上板町役場 総務課
☎088-694-6801

●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

くらしの保険相談

・年金
・健康保険
・失業保険
・労災保険
・交通事故
・生命保険
・住宅ローン

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密着した各種保険相談を開催します。

疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

日時

令和4年7月26日 火曜日
午後1時30分から

場所

馬道会館 ☎088-694-4868
上板町西分字原18-2

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

成年後見・相続・遺言 無料相談会

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が十分な場合に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

日時

8月2日(火) 午後1時～3時

※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

場所

上板町中央公民館(上板町役場2階)

第一会議室

お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部徳島県行政書士会内
☎088-679-4440

宮川内谷川の河川監視カメラが一般公開されました

動画投稿サイトYouTubeで松島橋より上流方向を映した映像をリアルタイムで見ることができます。自然災害時の避難判断等にお役立てください。

●アクセス方法

YouTubeサイト内にて「宮川内谷川徳島県河川整備課」で検索、もしくは県webサイト「徳島県水防情報」内の「カメラ映像」からアクセスできます。

こちらからもアクセスできます。

<https://www.youtube.com/watch?v=mHh38lf42jQ>



民地から道路へ突き出した立木などの管理について「お願い」

毎年、台風等で立木が道路上へ倒れたり、道路にはみ出した枝で通行車両が損傷したりする事故が発生しています。

こうした事故の場合、一般的には立木所有者の管理責任が問われ、損害賠償等の責任を負うことがあります。倒れそうな立木や道路上にはみ出した枝は早めに伐採し、事故の未然防止に努めてください。

藍の日イベント

「藍畑の中心で愛を叫ぶ！」

～わいも叫ぶ！うっちゃんも叫ぶんじょ！～

7月24日 日

11:22 スタート♪

〈いい夫婦の時間〉

藍の日である7月24日に、藍畑で愛を叫びませんか？

日本愛妻家協会認定の愛を叫ぶイベントを、
藍染染料「すくも」生産地日本一の町「上板町」で初開催！

定員20組／参加費 無料

当日の流れ

9:00 技の館集合 → 藍染体験 →
バスで愛畑へ移動 →
11:22 愛を叫ぼう！ →
技の館にて愛藍うどんを食べて解散

こんな時だから、
愛を叫びませんか？



愛を叫びたい方は、技の館HPまたはお電話でお申込みください。

※愛を叫びたい方であれば、どなたでも大歓迎！

奥さまへの愛、旦那さまへの愛、プロポーズ、未来の奥さま・旦那さまへの愛、
大好きな友達への愛、ペットへの愛etc.. 愛があれば、どなたでも大丈夫！！

出来たら、叫ぶ方と叫ばれる方と一緒にご参加ください。難しい場合は、叫ぶ方のみで大丈夫です。

当日は、見学に来たい方も大歓迎です。叫ぶ方の応援にきてくださいね。

場所は、上板町内の藍畑です。詳しい場所や内容は、技の館HPにてお知らせします。

お問い合わせ

(一社)ジャパングルーフ上板／日本愛妻家協会徳島支部 (〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4)
☎ 088-637-6555 FAX 088-637-6554 Mail: ai@wazanoyakata.com <https://wazanoyakata.com>



上板町消費生活相談窓口 からののお知らせ

「このままでは固定電話が使えなくなる」という光回線の便乗勧誘にご注意！

N T T西日本は2024年1月以降、固定電話のIP網への移行に伴い同社の局内設備の切替を予定していますが、これに便乗した光回線などの勧誘が見られますので十分に注意しましょう。(国民生活センター公表資料より)

【事例1】 今後固定電話が使えなくなると言われて、光回線の契約をしたがやめたい。

【事例2】 2024年にアナログ回線がなくなると言われて光回線を勧誘された。

- アドバイス
- 固定電話のIP網移行の局内設備切替に伴う手続きは不要です。
 - 利用中の電話機や電話番号はそのまま利用できます。
 - 不要な契約はきっぱり断りましょう



消費生活で困ったことや不安に感じる事があれば、消費生活センターまでお気軽にご相談ください。

※対応中の場合もありますので、来庁前にお電話にてご連絡ください。

上板町消費生活相談窓口 ☎ 088-694-6816

秘密厳守・相談無料 受付 平日9:00～12:00 13:00～16:30 (土・日・祝・年末年始を除く)

令和5年4月分より水道料金を改定します

～上板町の水道事業について 上板町水道事業の未来のために～

連載
第3回

上板町では、水道事業を維持していくため、令和5年4月分より水道料金を改定します。
平成4年以来、30年ぶりの改定となります。※下図参照

基本料金(10mまで)+メーター使用料		超過料金(1mにつき)	
現行	改定	現行	改定
1,000円+50円	1,500円+50円	130円	180円

※一般用、口径13ミリで契約の場合の
1月あたりの料金単価。消費税別
(上板町議会 令和4年 第1回定例会 議決)

第3回の今回は、答申に至った水道料金水準の検討内容について説明します。

上板町ではH30年末に水道事業経営戦略を策定、その過程で水源、浄水場、配水池などの主要施設及び管路などすべての固定資産を調査、今後の運営における課題が明確となりました。

- 高瀬水源の経年劣化のため、新たな水源を確保しなければならないこと。
- 法定耐用年数を過ぎ、故障が起きている電気計装設備の更新が喫緊に必要であること。
- 総延長153kmのうち、耐用年数40年を経過した老朽化した水道管83kmの計画的な管路更新を進めていかなければならないこと。
- 30年間水道料金が据え置きの中、少子高齢化や節水機器の普及で現状毎年1%ずつ水道料金収入が減少していること。

これらを踏まえ財政シミュレーションを行い、毎年必要な5千500万円増収するための料金改定案6案を作成し、水道事業運営審議会で審議しました。

結論として、

- 水道利用者の理解のしやすさと混乱を避けるため、現行の基本料金と超過料金からなる二部料金制、基本水量10mを維持すること。
- 現施設の更新に係る費用負担のため、全水道利用者に公平に負担していただくよう、基本料金及び超過料金とも1mあたり50円増額の同じ賦課とすること。

以上の内容で答申されました。

上板町水道事業運営審議会での審議内容については、
上板町ホームページをご高覧ください。



■お問い合わせ先

上板町役場 水道課

☎ 088-694-6817

FAX 088-637-6075

板野郡上板町七條字経塚42番地

メールkamiita-suidou@crux.ocn.ne.jp

上板町グラウンドゴルフ競技会

令和4年度上板町グラウンドゴルフ競技会が、5月25日(水)にファミリースポーツ公園で約40名が参加し、開催されました。
成績は次のとおりです。(敬称略)

優勝 本 浄 久 夫
準優勝 板 東 文 雄
第三位 西 木 和 子



3R (リデュース・リユース・リサイクル) でオリジナルノートを作ろう!

使わない包装紙・紙袋・便せん・封筒……等の雑紙を重ねて、自由なノートを作ります。
そのノートに、お気に入りのシール・スタンプ・絵・写真などで飾りつけ世界に1冊だけのノートのできあがり。

身近なリサイクルに取り組んで、紙資源の大切さを考えてみましょう。

また、紙芝居「二つのランドセル」もします。

■日 時 8月10日(水) 午後1時30分～

■定 員 15名(先着となりますので、お早めに電話でお申し込み下さい)

■参加費 無料 ■対 象 児童生徒(保護者同伴可)

■持ってくる物 こちらで用意はしておりますが、使わない包装紙、使ってみたい紙等ありましたらご持参ください。

■場所・お問い合わせ 馬道会館 ☎088-694-4868 上板町西分字原18番地2



セラミスガーデンを作ってみませんか？

「セラミスグラニュー」というドイツ製の粘土加工チップを使って、室内ガーデニングをしませんか？
ガラスの器を使ったインテリアグリーンで、穏やかで心地いい時間と空間を作りましょう。

■日 時 7月27日(水) 午後1時30分～

■場所・お問い合わせ 馬道会館 ☎088-694-4868
上板町西分字原淵18番地2

■申し込み締め切り 7月22日 金曜日 午後5時まで

■材料代 2,000円

Happy Birthday!

お誕生おめでとう

(令和4年5月)

岡 本 優 磨 | 桃 佳 | ^{ここな}恋風 | 女の子(神宅)

吉 岡 和 成 | 里 美 | ^{ちせ}千晴 | 男の子(神宅)

近 藤 光 | 愛 | ^{そら}宙 | 男の子(神宅)



学校給食センター



ニヨキニヨキ

「きのこ」



毎月19日は
食育の日

春を迎えるほんの少し前、給食センターに朗報が届きました。町内にある障害福祉サービス事業所 プレジール・アオバで栽培しているしいたけを学校給食に提供していただけたとのことでした。

何度か話し合いを重ね、5月から使用を開始しました。現在、上板町の学校給食で使っているしいたけと干しいたけは100%障害福祉サービス事業所 プレジール・アオバで生産されたものです。

しいたけがどんな風に育っているのかも見せていただきました。温度等を管理することにより、収穫が途切れないように工夫されていて、給食用の数量を確保するためにもいろいろと考えてくださっているとのことでした。

鮮度がよく肉厚で美味しいしいたけをいろいろな献立に取り入れたいと思います。



コンテナハウスの中で
スクスク育っています



令和四年度 全国新酒鑑評会

金賞

通算
19回目



瓢太閣金賞 検索

ご購入は「瓢太閣」を取り扱うお近くの販売店(スーパー・酒販店等)へ

日新酒類株式会社

日新酒類オンラインショップ
でも購入できます
(5,000円以上で送料無料)



本社：徳島県板野郡上板町上六條 283 番地(本社でも購入可) 088-694-8166

毎日 MAINICHI 毎日牛乳

日本酪農協同株式会社

毎日飲んで毎日健康。

<http://www.mainichi-milk.co.jp>

業務指令本部／大阪府和泉市小田町1-8-1 ☎0725(41)7111(代表)

本店／大阪市浪速区塩草2-9-5 ご用のお客様は、上記本部までご連絡ください。

工場／近畿・徳島・滋賀・広島 営業所／北陸・岡山・札幌・名古屋

販売部／近畿・四国・京滋・中国 支店／東京

関連会社／株式会社北海道酪農公社・毎日牛乳運送株式会社・中国乳業株式会社

